

松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

1 業務名

松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務委託

2 業務の目的

この業務は、松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定するにあたり、これまでの高齢者福祉事業や介護保険事業等への状況を踏まえ、高齢者の実態及び保健福祉サービスに対する意識調査を分析評価するとともに、想定される令和6年度までの制度改正の影響についても分析し、現行計画を踏襲しつつ本市の現状と課題を取り込み地域の実情や特性を活かした計画策定することを目的とする。

3 業務の体制

受託者は、本業務の遂行にあたっては責任者及び担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者及び担当者は、老人福祉法及び介護保険法その他法に基づく高齢者保健福祉・介護保険事業に係る計画である高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画及び策定に関する国等の制度を熟知し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の業務経験を複数回有する者とする。

なお、受託者は委託者が本業務の目的を達成することが困難であると認めた場合には、事前に委託者と協議のうえ担当者等の交代を行うものとする。

4 調査実施期間

（1）松阪市第9期介護保険事業計画策定に係る先行調査

契約締結日から令和5年3月まで

（対象者の内訳詳細、調査票の設問等に関する協議に係る期間を含む。調査実施期間は令和5年1月以降を予定）

（2）松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定

契約締結日から令和6年3月25日まで

5 入札方法・支払方法

入札金額（税抜）には、成果品や旅費、資料作成費等、本業務に係る費用を含むこととする。入札金額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を契約金額とします。

※本契約に係る支払は、契約満了後に一括で支払うものとする。

6 疑義

本業務の実施に当たり疑義が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項については、市担当課と協議のうえ実施するものとする。

7 提出書類

受託者は、契約締結後に速やかに次に掲げる書類を提出し、承認を受けなければならぬ。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他市が必要と認める書類

8 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は、市が受託者に提供する個人情報が外部に漏れない対策を施した管理下で作業を行わなければならない。

10 検査

受託者は、本業務の完了に際して納品書を添付したうえで成果品を提出し、検査を受けなければならない。

11 その他

業務の実施については、市担当課と連絡を取り合い十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成するため、特に次に掲げる内容について留意しなければならない。

- (1) 制度改正の動きを早期に十分把握するとともに、確実に計画策定がなされるように工程管理を行うこと。
- (2) 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の対応について、本業務における責任者又は担当者は委員会に必ず1名以上同席すること。また、説明資料の作成補助などを行うとともに、委員会終了後に議事録報告の作成等を行い5日以内に市へ提出すること。委員会は平日（夜間含む。）及び休日開催も予定しており、回数は合計10回を見込んでいる。
- (3) 委員会の開催前及び開催後に本市において担当者会議を開催するので、責任者又は担当者は、当該会議に同席すること。（概ね委員会開催日を基準として開催日前後それぞれ1週間の間に会議を開催する予定。）
- (4) 責任者又は担当者は、市内において開催する住民説明会（5回開催予定）に出席し、議事録作成及び資料等の作成支援を行うこと。なお、住民説明会については、平日においては夜間、休日の場合は日中に開催する予定。

(5) 本市が実施する意見提出手続（パブリックコメント）について支援すること（実施時期は令和5年12月実施予定）。

(6) 本市議会の対応について、説明資料の作成補助などを行うこと。

1.2 委託業務の内容

(1) 松阪市第9期介護保険事業計画策定に係る先行調査

①調査項目

調査種別	調査者数	調査方法	調査対象者	備考
(a)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査※	約3,000人	郵送による配布・回収(抽出)	65歳以上の要介護者を除く高齢者	調査項目については国が提示した項目を基本とし、これに本市独自の項目を追加して実施する。(受託者からの提案・協議により変更することがある。) ・アンケート票はA4サイズ両面印刷で16ページ以内を想定。
(b)在宅介護実態調査に関する調査※	約600人	認定調査員による聞き取り ※実態調査は市が行う	在宅で生活している要支援・要介護者のうち更新申請及び区分変更申請に伴う認定調査を受ける高齢者	在宅介護実態調査結果のデータ入力・集計・分析 調査結果報告書データの作成 ※集計・分析ツールについては国が示す方法を基本とするが、具体的な方法は、今後、国の動向を踏まえ、受託者と協議し決定する。
(c)介護支援専門員へのアンケート調査 (在宅生活改善調査)※	約220人	郵送による配布・回収	松阪市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員	アンケートは、「ケアプラン業務状況」「介護サービス提供に対する評価や要望等」「高齢者虐待等の状況」「介護支援専門員の資質向上のための対策」等のカテゴリーとし、30問程度とする。また、地域密着型サービスの整備について「介護支援専門員の把握」「居宅サービス計画に関すること」「地域密着型サービス利用希望等」の設問を13問程度とし、合計43問程度とする。アンケート票はA4サイズ両面印刷で12ページ以内を想定。
(d)居所変更実態調査※	約90件	郵送による配布・回収	松阪市内の介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅含む)	過去1年間の新規入居・退去の流れや、過去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討。
(e)介護人材実態調査※	約300件	郵送による配布・回収	松阪市内の介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅含む)	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討。

※調査項目（設問数等）、調査者数は市と調整のうえ増減できるものとする。

②アンケート調査の準備作業等

- ・本業務における責任者又は担当者は、アンケート調査項目等の調整において、市担当課と必要な協議を実施するものとし、本市において開催する担当者会議にも同席するものとする。（アンケートに関する調整会議：契約締結日からアンケート発送までの間に3回開催予定）
- ・配布用封筒（窓あき、角3変形〔224mm×303mm以上〕、クラフト）と回収用封筒（長3封筒、クラフト）に名入れ印刷を行い、必要部数を作成する。
- ・調査票の発送準備として、調査票の表紙に宛名シールを貼り、封入封緘作業は指定期日までに行う。
- ・介護保険被保険者番号と紐付けした分析ができるように調査票に識別番号等を付すこと。
- ・返信用郵便の手続（番号取得等）は、受託者が行う。
- ・調査方法は、郵送による調査票の配布・回収とし、郵送料は受託者が負担する。
- ・回答済調査票は、受託者が担当課を訪問して回収する。
- ・調査の回収率については80%以上を目標とし、受託者は未回収分について再通知等を行い回収率向上に努める。

③回答済調査票の取扱い

- ・回答済調査票は、記入漏れ等の事前チェックを行い、不備が見つかったものは市担当課へ確認又は返却を行うものとする。

④集計処理

- ・集計処理は、市全域及び日常生活圏域ごとの分析に必要かつ効果的な集計（単純・クロス・トリプルクロス等）を行うこと。
- ・回答済調査票のうち基本チェックリストに該当する設問その他市が指定する設問について、市が指定するファイル形式によりデータ集計を行い、別に定める期日までに当該データを提出する。

⑤調査結果データ分析と分析報告書原稿の作成

- ・分析及び報告書原稿の作成にあたっては、市担当課と十分な協議を実施し、市の要望を加味した分析内容のものを作成する。
- ・調査結果から日常生活圏域ごとの課題を抽出し、その因果関係をわかりやすく記載した原稿を作成する。また、要介護・要支援認定率を低減するための方策を提案する。なお、地域包括ケア「見える化」システムへの登録支援を行うこと。
- ・要支援の高齢者からは、スクリーニング分析（ADL、IADLのハイリスク要因、住宅等の項目）から介入急務の重点地区を把握する資料を作成する。

- ・日常生活圏域別を基本に、各リスクの高齢者分布の状況についてレベル・年齢階層等を分析し、内容及びニーズ量の状況を明らかにする。
- ・アンケート調査結果のみではなく、市が提供する認定・給付実績情報等の介護保険データを組み合わせて客観的な高齢者実態データを作成すること。
- ・分析報告書は、調査の趣旨や回答者の属性、分析結果のまとめ等を記載し、調査結果の内容をグラフや表を用いてわかりやすく記載する。
- ・資料編には、調査に使用した調査票（設問）を記載する。

⑥成果品の提供

- (a) 集計票の出力帳票 1部
 - ・個人台帳（エクセル形式）
 - ・リスク別回答者一覧表（エクセル形式）
 - ・各種クロス表（エクセル形式）
- (b) 分析報告書の印刷・製本 50部

[仕様] A4版 300頁程度
全頁1色刷り
表紙は、マットコート135kgとする
本文は、上質再生紙44.5kgとする
中扉は、色上質再生紙44.5kgとする
製本は、無線閉じ製本とする
- (c) 上記成果物を収録した電子データの納品

電子データ（PDF形式、ワード形式又はエクセル形式で保存した記憶媒体CD-R）を合わせて納品のこと。
- (d) 納入先 松阪市健康福祉部 介護保険課 事務室
- (e) 納期限 令和6年3月25日
- (f) 回収したアンケート用紙及び個人情報に関する書類については、分析その他の業務終了後、整理した状態にて速やかに市担当課へ提出する。

（2）松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定

①基礎資料・データの収集整理及び分析

社会経済の動向データ・資料、市・広域圏及び県等の既存保健福祉関係資料・データ等を収集・整理し、現況把握と分析、評価、今後の方向検討等の基礎資料としてとりまとめる。

○地域の現状特性及び高齢者をめぐる動向の把握

- ・総人口及び高齢者人口の現状と推計
- ・高齢者世帯の状況と推計（65歳以上の方がいる世帯、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯）
- ・日常生活圏域（13圏域）における総人口及び高齢者人口の現状と推計

- ・市全域と日常生活圏域における認知症高齢者の現状と推計
※日常生活圏域のなかで、2つの圏域に分かれる町あり

②第8期までの介護保険事業計画の評価・分析

第8期までの介護保険サービス「給付実績情報」などをもとに、厚生労働省が示す分析方針に準じて、市における介護サービス利用の時系列変化や特性を整理する。ここでは全国平均や県平均、類似団体との比較を行い、介護サービスに係る地域特性を明らかにする。さらに日常生活圏域別サービス種類別の集計・分析を行うことにより、地域特性を把握し、地域包括ケアシステム推進のための基礎的資料を作成する。

また、介護保険給付適正化に関する市の現状と課題を分析するため、国民健康保険中央会が提供する「介護給付適正化システム」に準ずる内容でサービスの効果や事業者評価を行い、サービス利用上の問題点と給付適正化の課題を明らかにする。

- 要介護認定者数から始まり受給者、サービス量、費用、事業量等、介護サービスに関する全ての実績の評価

③高齢者保健福祉事業の検証

現行高齢者保健福祉事業の検証を行い、高齢者保健福祉施策全体の課題を抽出し介護保険事業計画との相互の連携を図りながら、実績評価を行い今後の目標事業量の設定を行う。

④施設整備も含めた目標事業量・保険料の設定、介護保険財政見通しの検討及び調査

基礎調査を踏まえ、各々の推計を実施し、市担当課と協議の上調整する。介護保険財政見通しについては、過去5年程度の介護保険特別会計決算書をベースとする実績を踏まえ、今後10年程度の同特別会計推計を実施する。

- ②の実績の評価を基に、介護サービスに関する全ての項目の推計
- 施設整備についても、前段と同様に②の実績の評価をもとに、新たに導入を検討するサービスについての推計
- 厚生労働省が示すワークシートに沿っての推計及び作成業務

⑤ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成のための資料

高齢者保健福祉計画等の作成に必要な資料の作成。市全域及び日常生活圏域ごとに、上記の事業の評価分析及び将来推計等の資料を作成する。厚生労働省が示す基本指針に沿った資料を作成する。また松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会、松阪市議会等における説明資料の作成や議事録等の作成もこれに含む。

⑥ 成果品

- (a) 松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画書の作成
 (A4判、120頁以内、本文1色刷、200部)
 (CD-R収録データ及びPDFデータ作成)
- (b) 概要版の作成 (A4判、16頁以内本文フルカラー、150部)
 (CD-R収録データ及びPDFデータ作成)
- (c) ホームページ用原稿作成 (電子データ納品含む)
- (d) これまでの事業の実績及び評価 1部 (電子データ納品含む)
- (e) 目標事業量の設定 1部 (電子データ納品含む)
- (f) 介護保険料の設定 1部 (電子データ納品含む)
- (g) 介護保険特別会計事業収支予測 1部 (電子データ納品含む)
- (h) 上記3点に係る説明資料 1部 (※目標事業量、介護保険料、収支予測の3点)
- (i) 高齢者保健福祉計画等の計画書策定用資料 1部 (電子データ納品含む)

※上記の作業をする際には、次の点について考慮する事。

- ・厚生労働省が示すワークシート。
- ・電子データは、PDF形式、ワード形式、エクセル形式で作成し、グラフ等を活用しわかりやすくすること。CD-R等の電子記録媒体に記録すること。
- ・計画書や概要版その他については、市のホームページに掲載できるようPDF形式のファイルを用意するものとし、章ごとにファイルを分けるなどデータサイズが過大にならないように工夫すること。
- ・本業務の成果品については、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- ・納入時期は別に指定する。

13 その他の特記事項

- ・本業務の実施に当たり、業務上知りえた秘密、情報を第三者に漏らしてはならない。また、この業務を処理するための個人情報は、別記1に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・本業務を進めるにあたっては、別記2に掲げる「暴力団の不当介入における通報義務」を遵守するとともに、市担当課との連絡調整を十分に行うものとする。
- ・この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度協議し決定する。

14 連絡先

松阪市健康福祉部 介護保険課 担当 池田 0598-53-4058

別記 1**個人情報取扱特記事項**

(基本事項)

第1 この契約により、松阪市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別記2

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する特記仕様書

1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の規定により、排除措置を行うべき者と認められる場合には、契約の解除等必要な措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

(2) (1)により警察署への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に文書にて報告すること。

(3) 受注者は、暴力団等により不当介入を受けたことから工程、納期等に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずことがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察署への通報又は発注者への報告を怠った場合は、その旨を公表する。